

新たな産業等用地の整備について

1 新たな産業等用地整備の必要性

物流業界では、令和6年度からドライバーに対する時間外労働の上限規制が適用されるなど労働環境の改善の必要性があり、これまで仙台市を拠点に東北全域をカバーしてきたものを、北東北3県を新たな拠点整備によりカバーする動きとなっているほか、効率化や集約化による競争力強化などが急務となっており、交通環境等で優位性が高く全県への波及効果が見込まれる本市の持つポテンシャルへの注目が高まっているところである。

こうした状況に対応し、産業を下支えする基盤産業である物流機能の強化・充実に本格的に取り組むことにより、産業全般のさらなる活性化を目指すとともに、本市への企業誘致をさらに推進し、新たな雇用創出を図るため、ものづくり分野の集積拠点として位置付けている道明地区に加え、新たな産業等用地の整備を行おうとするものである。

2 これまでの経緯

平成30年6月	「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」成立 ⇒ドライバーの時間外労働の上限規制が令和6年度から適用
令和元年8月～	道明地区新産業等用地の立地候補者の公募を開始 ⇒物流事業者からの問い合わせが多数
令和2年6月	「岩手県と盛岡市との産業振興の連携に関する協定」を締結 ⇒物流事業者の本市への立地需要の高まりを踏まえ、「物流拠点の整備と拠点機能の強化に関すること」を連携項目として規定
令和2年10月～	本市への立地需要の把握を目的として事業拠点分散化等動向調査を実施 ⇒物流事業者の本市への立地需要の高さを把握

(1) 令和2年度に実施した事業拠点分散化等動向調査において、本市に立地を希望する企業の多くが道路貨物運送業や倉庫業、卸売業などの物流事業者であり、また、道明地区新産業等用地の公募への問い合わせの多くが物流事業者であるなど、物流業界における本市への立地需要が高まっている現状にある。

(2) 物流業界では、令和6年度からドライバーに対する時間外労働の上限規制が適用されるなど労働環境の改善の必要性があり、仙台に加えて北東北に事業拠点を整備し、ドライバーの移動

距離の短縮を図ること、また、各所に点在している物流施設を集約化し、効率的な輸配送を行うことを目的として、新たな事業拠点を整備しようとする動きが活発化してきており、交通環境に優位性のある本市がその有力候補地として注目されている。

- (3) 物流事業者の本市への立地需要の高まりを踏まえ、令和2年6月に締結した「岩手県と盛岡市との産業振興の連携に関する協定」において「物流拠点の整備と拠点機能の強化に関すること」を連携項目の一つとし、その実現に向け、相互に情報共有を図りながら連携して取り組むこととした。

3 整備の効果

- (1) 市内企業への好影響と更なる企業誘致の促進
- (2) 雇用の創出
- (3) 食品、衣料品、医薬品など生活物資の安定供給
- (4) EC市場拡大に伴う市民の利便性向上・産業の活性化
- (5) 災害発生時の物資保管場所の確保

4 経済効果等

岩手県が作成・公表している「経済波及効果簡易分析ツール(統合大分類)」等により、盛岡広域振興圏への経済波及効果及び本市の税収への影響を試算。

- (1) 経済波及効果 生産誘発量 約57,737百万円 雇用誘発量 5,445人
- (2) 税収への影響 企業立地後5年間の累計で、約9,118百万円増

5 整備規模

企業アンケート調査等により把握した本市への立地需要面積 約60haに道路等の公共施設用地(宅地部分の25%として推計)を加えた約75haを整備規模とする。

6 整備地区

事業拠点分散化動向調査において「事業用地に求める要件」として回答の多かった「交通利便性」「労働力の確保」「従業員の住環境」の観点から検討した結果、高速道路IC及び盛岡貨物ターミナル駅に近接しており、また、国道4号盛岡南道路が計画されているなど交通環境に優位性があり、かつ、住宅地域に近接している盛岡南IC周辺が適地と考えられ、周辺地区を比較検討し、盛岡南公園周辺(別紙のとおり)を整備候補地区とする。

7 整備手法

物流事業者は早期の立地を望んでおり、開発スピードにおいて優位性のある民間事業者主体による整備を行うこととする。

市は、地区計画の策定や土地利用に係る変更等の手続を行うほか、公共インフラの整備に相当程度の経費を要することが想定されることから、先行自治体の事例を参考にしながら、当該経費に対する補助制度の創設などの支援策を検討するなど、総合的に事業の進行を調整する。

8 整備スケジュール

年月	内容
令和4年2月10日	市議会全員協議会
4月～5月	地元説明会
6月	整備基本計画策定
令和4年6月～9月	民間事業者の事業実施意向調査（サウンディング調査）
10月～11月	民間事業者の募集条件、募集区画、支援策等の検討
12月～令和5年3月	民間事業者の募集
令和5年4月～8月	民間事業者の事業計画の内容審査・実施事業者の選定
9月～令和6年8月	都市計画法、農振法等による土地利用に係る変更等の手続
令和6年9月～	民間事業者による整備事業着手

【問合せ先】商工労働部新産業拠点形成推進事務局
事務局長 北田 雅浩
TEL 019-613-8341

【位置図】

開発を想定するエリア

